

「地域公共交通網形成計画」におけるバスまち環境の位置づけ例

改正地域公共交通活性化再生法（H26年11月施行）に基づき、地方公共団体が中心となり、地域が目指すべき公共交通ネットワークのビジョンを示し、それを実現するために行う事業を定める「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになった。

平成30年3月末時点で、関東管内では74件の網形成計画が策定されているが、バスまち環境の整備に関する記載があるものも多く見られる。

1 茨城県下妻市（作成 平成28年3月）

＜駅やバス停等の交通結節点の利便性向上＞

- ・駅のパークアンドライド駐車場や駐輪場、バス停への駐輪場等の設置により、多くの市民が公共交通を利用しやすい環境をつくります。
- ・積極的に大型店や公共施設の敷地内やコンビニ等の近くにバス停を設置し、待ちやすい環境づくりを行います。

2 千葉県八街市（平成28年3月）

＜八街駅及び榎戸駅における交通結節点の強化＞

- ・現在の「ふれあいバスターミナル」の機能を、八街駅南口に移し、鉄道・路線バス・ふれあいバス・タクシー相互の乗り換え利便性を強化する。
- ・乗り継ぎの待ち時間においてターミナル周辺に滞留できる施設や八街駅南口商店街との連携による回遊する仕組みを充実し、交通結節点の利便性向上及び駅周辺の活性化を図る

3 埼玉県小川町（平成28年3月）

＜基幹交通（鉄道・バス）への乗継拠点整備＞

- ・公共交通空白地域と既存公共交通の結節点を対象に、車両の転回及び待機スペース、ベンチを含めた利用者の待合スペース、雨・日差しを遮る上屋、乗継する交通の時刻等を知らせる案内表示、トイレ等の整備を行います。整備に当たっては、乗継時の利便性向上、待合環境の向上、ユニバーサルデザイン化に配慮することとします。

4 埼玉県比企郡吉見町（平成29年3月）

＜交通結節点の整備＞

- ・乗り継ぎの移動距離を短くするような施設レイアウトの工夫、待ち時間の負担を軽減するための待合い施設（トイレ付き）設置や既存施設の利用促進による待ち時間の有効活用など、乗り継ぎ・待ち時間の負担軽減について、多面的に検討します。

- ・停留所の機能充実によって、利用者が乗車するまでの待ち時間の負担軽減、他の交通手段からの乗り継ぎ利便性を向上させることにより、公共交通の利用促進を図ります。町内停留所のほとんどが上屋やベンチ、駐輪場等が未整備であるため、条件が整った箇所から適宜整備を進めていくこととします。
(目標値) 1か所以上

5 茨城県潮来市（平成29年3月）

<商業施設等との連携による公共交通利用促進施策の実施>

- ・路線バスの利便性向上による利用促進を図るため、商業施設内でのバス待ちスペースの設置や公共交通に関する広報資料の配付等について商業施設等と協議を行い、協議の調った施設から随時実施する。
(目標値) 9施設

6 群馬県前橋市（平成30年3月）

<バス待ち環境の快適化>

① 分散しているバス停の統合

系統によって分散しているバス停（例：県庁前、中央前橋駅、けやきウォーク前橋）について、バス停位置の統合を検討する。可能な限り施設構内へのバス停集約を図り、利用者の利便性や分かりやすさの向上、バス待ち環境の快適化を図る。

② 主要バス停のバス待ち環境の整備

主要バス停に上屋・ベンチ・照明の設置などを進め、快適なバス待ち環境を整備する。また、利用者が多く広告の効果が期待される集客施設や中心市街地の主要バス停では、民間事業者と連携して広告パネル付きの上屋・ベンチの設置を検討する。

③ バス停周辺施設でのバス運行情報の提供

バス停周辺の公共施設、商業施設等の屋内において、バス運行情報を提供することで、バス待ち環境の快適化を図るとともに、バス待ち時間の有効活用を可能にする。

④ バス停、バス車両での分かりやすい情報案内

バス停・バス車両において、乗り場の位置、行き先、主要経由地等を分かりやすく案内する表示方法について、交通事業者間の共通ルールを策定・運用する。なお、策定にあたっては、市外からの来訪者など不慣れな人等にも配慮する。

⑤ バスロケーションシステムの充実

一部系統に導入されている、インターネット上での閲覧などリアルタイムな情報提供を行うバスロケーションシステムの対象路線拡充を検討する。また、鉄道駅・主要バス停等ではバス接近情報を表示するシステムの導入を検討する。